



埼玉県報

第440号
令和5年(2023年)
8月18日
金曜日

目次

告示

- 全庁GIS基盤構築・運用保守業務委託に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- ワンスオンリー申請システム構築運用業務委託に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 滞納整理支援システム再構築支援業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 納税証紙売りさばき人指定に関する告示（税務課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- 県営土地改良事業芳沼地区（農業用排水施設整備事業）の緊急耐震工事完了（大里農林振興センター）
- 志多見土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 川島町土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 西吉見南部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 元荒川土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 総委技）GISインフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託に関する入札公告（県土整備政策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 令和5年度埼玉県立学校タブレット端末等賃貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）
- 捜査支援システム2023の賃貸借に関する落札者等の公示（施設課）
- 県道飯積向古河線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道飯積向古河線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
全庁GIS基盤構築・運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 5 落札金額
47,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年4月21日

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ワンスオンリー申請システム構築運用業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ウフル 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

5 落札金額

57,193,103円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月21日

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

滞納整理支援システム再構築支援業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

ピースミール・テクノロジー株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番10号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階

5 落札金額

49,044,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年6月2日

告示

埼玉県告示第八百八十七号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地 東京都豊島区東池袋 四丁目五番二号	氏名又は名称 株式会社アイヴィジツ ト	納税証紙の売りさばき場所 さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）
---------------------------------	---------------------------	--

二 指定年月日

令和五年八月八日

三 指定期間

令和五年八月二十一日から令和五年十二月二十八日まで

告 示

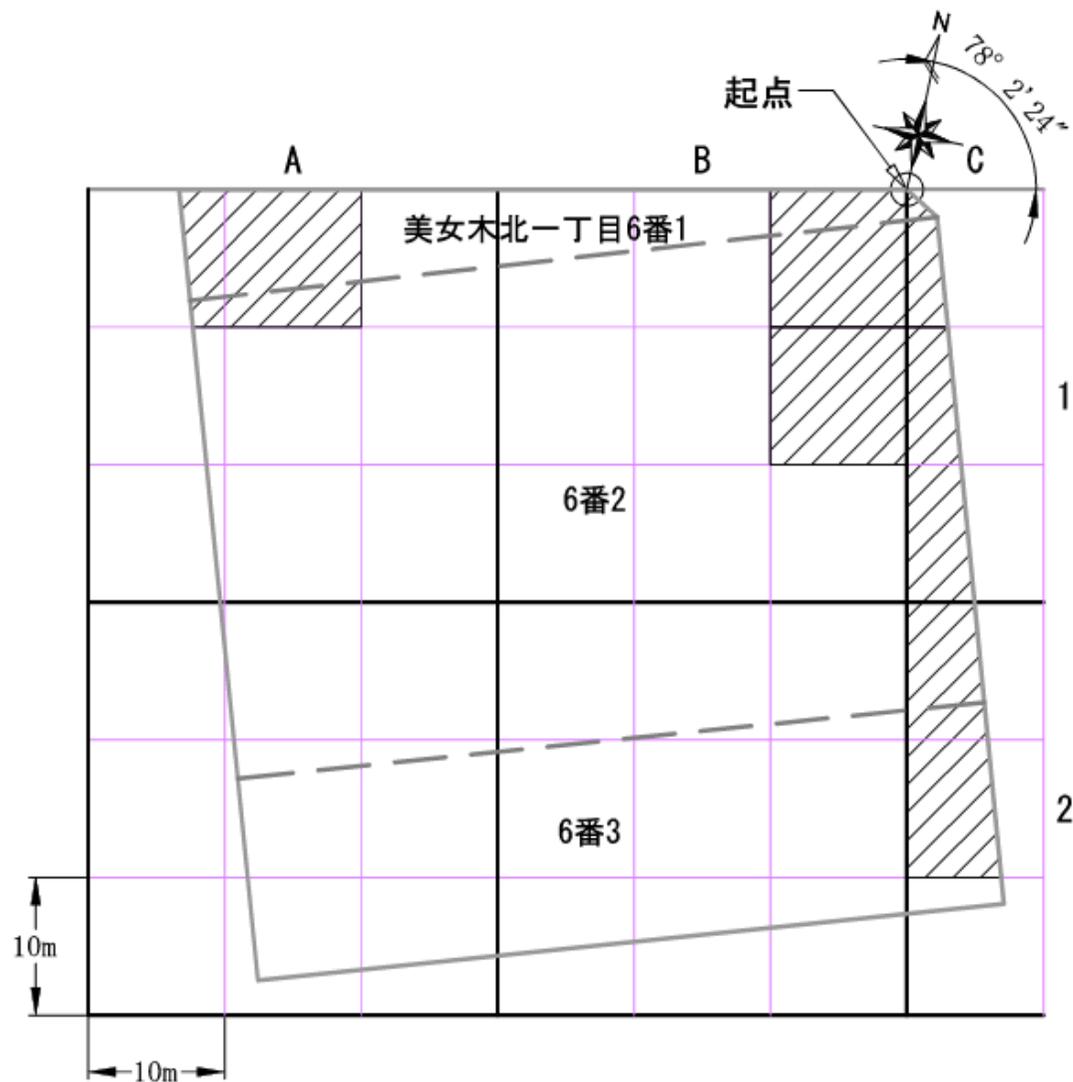
埼玉県告示第八百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県戸田市美女木北一丁目六番一の一部、六番二の一部及び六番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



起点
起点は埼玉県戸田市美女木北一丁目6番1の最北端とする

-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界
-  地番境界

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

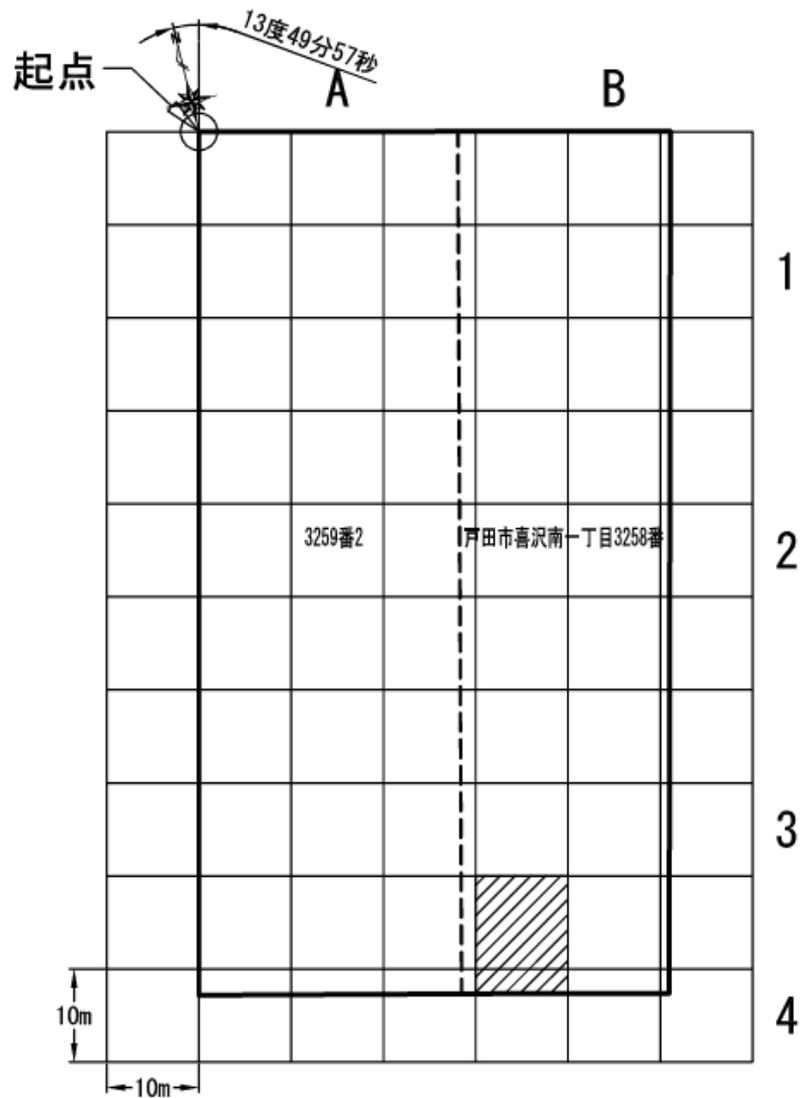
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第九十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市喜沢南一丁目三千二百五十八番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



凡 例

- 筆境界
- 敷地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区域

【起点】
 起点は、戸田市喜沢南一丁目3259番2の最北端とする。

【格子の回転角度 13度49分57秒】
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第八百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和11年2月28日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県衛生研究所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所食品化学担当 小林 電話0493-59-9416（直通） 電子メールp534995a@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月3日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月2日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月3日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和5年10月3日（火）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月19日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年9月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High-Performance Liquid Chromatography-Triple Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Submission Period for Bids by Saitama Electronic Bidding System or in Person:

Until 10:30 a.m. on October 3, 2023 (Tuesday)

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail:

Until 5:00 p.m. on October 2, 2023 (Monday)

(4) Contact Information:

Food Chemistry Group

Saitama Prefectural Institute of Public Health

410-1 Ewai, Yoshimi-machi, Hiki-gun

Saitama-ken 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

県営土地改良事業芳沼地区（農業用排水施設整備事業）の緊急耐震工事を令和四年一月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月十日認可した。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

志多見土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県加須市

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月十日認可した。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県久喜市

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月十六日認可した。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

川島町土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県比企郡川島町

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月十五日認可した。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

西吉見南部土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月十六日認可した。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県さいたま市

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総委技)GISインフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託 一式

(2) 履行場所

埼玉県県土整備部県土整備政策課長が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 業務概要

ア 目的

本業務は、県土整備部において、各地域機関が保有する道路及び河川のインフラ管理データをクラウドサーバで一元的に管理し、GISにより位置情報と組み合わせた情報管理に転換することで、インフラ分野のDXの推進を図ることを目的とする。

イ 業務内容

システム基本設計	一式
システム運用設計	一式
システム構築	一式
試験	一式
移行検討	一式
教育	一式
照査	一式
報告書作成	一式
打合せ・協議等	一式

ウ 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(6) その他

本業務の契約は、立会人型電子契約(契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。)による締結を予定する(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契

約サービスを利用し、受注者には当該利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和3年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県土木設計業務総合評価方式活用ガイドラインVer. 5（令和5年5月25日施行。以下「ガイドライン」という。）、埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領（令和3年12月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型（発注者採点方式）

(2) 評価値の算出方法

ガイドラインによる。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和3年4月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

4 入札説明書及び仕様書

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 宮崎 電話048-830-5199（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

5 一般競争入札参加資格認定申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(1)の期間内に入札説明書に示す一般競争入札参加資格認定申請書（以下「確認申請書」という。）及びその他必要な資料を、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、下記(2)の提出先へ紙媒体による送付又は持参）により提出し、競争入札参加資格の確認を

得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて提出された場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書及びその他必要な資料の提出先及び提出受付期間は、次のとおりとする。

(1) 確認申請書及びその他必要な資料の提出受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から同年9月1日（金）午後4時まで

(2) 紙媒体による送付又は持参による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199（直通）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール又は電話により、令和5年9月5日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和5年9月8日（金）午後3時までに上記5(2)の提出先に紙媒体による送付又は持参により入札説明書に示す必要な書類を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 仕様書等に関する質問

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、下記(1)の期間内に、質問書を電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、下記(2)の提出先へ紙媒体による送付又は持参）により提出すること。

なお、質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 質問受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から同月25日（金）午後4時まで

(2) 紙媒体による送付又は持参による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199（直通）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年8月31日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199(直通)

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和5年9月13日（水）午前9時から同月15日（金）午後5時まで

(3) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、紙媒体の入札書を郵送、又は持参により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当

イ 郵便の場合の提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和5年9月19日（火）午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者による特定設計共同体（以下、

「特定共同体」という。)とする。

- (2) 単体の場合にあつては、他の特定共同体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定共同体における運営形態及び代表者の選定については、入札説明書によること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設コンサルタント登録

単体又は特定共同体における構成員のうち少なくとも1者は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第5条の規定に基づく登録を受けている者であること。

(2) 業務実績

単体又は特定共同体における構成員のうち少なくとも1者は、契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との業務委託契約により、1回の契約金額が4,000万円以上のGISに係る業務を履行した実績を有すること。

なお、特定設計共同体による業務実績については、代表構成員であるときのものに限る。

(3) その他の参加資格

単体又は特定共同体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準(令和2年4月1日施行)参照。)

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

16 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付するものとする。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

(3) 財務規則第81条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、契約保証

金の納付を免除する。

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

17 前金払

する。その額は契約金額の30パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

18 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

オ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

コ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

サ その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行し

ないことがある。

19 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和3年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (5) 提出された確認申請書及びその他必要な資料は返却しない。
- (6) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 入札参加者は、GISインフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。

20 この公告に関する問合せ先及び契約条項を示す場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部
県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199(直通) ファクシミリ048-
830-4863 電子メールa5250-09@pref.saitama.lg.jp

21 Summary

- (1) Nature of Services Required
Creation of Infrastructure management data for GIS and building storage and Browsing function
- (2) Submission Period for Confirmation Application and Documents
From 9 a.m. August21 (Monday) 2023 until 4 p.m. September1 (Friday) 2023
- (3) Submission Period for Bids
From 9 a.m. September13 (Wednesday) 2023 until 5 p.m. September15 (Friday) 2023
- (4) Bid Opening Date and Time
1:30 p.m. Tuesday, September19, 2023
- (5) Contact Information
Construction DX Promotion Group
Land Development Policy Division

Department of Land Development

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-5199 FAX: 048-830-4863

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量 鴻巣・行田地区）

三 作業地域

鴻巣市広田地内地

四 作業期間

令和五年七月三十一日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

令和四年埼玉県告示第千三百二十六号で公示した公共測量は、令和五年三月六日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立学校タブレット端末等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年1月1日（月）から令和10年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 鯉沼 電話048-830-6640 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和5年9月22日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月12日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年8月28日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 5th year Saitama Prefectural school 2-in-1 laptops rental etc.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system;10:30 a.m. September 22, 2023, By registered mail; 5:00 p.m. September 21, 2023, In person; 10:30 a.m. September 22, 2023.
- (3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県告示第九百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
捜査支援システム2023の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
FLCS株式会社 京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
1,857,873,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月23日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯積向古河線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで	加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで	区 間
一一・二〇〇 一四・八〇	六・六〇〇 一一・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・二〇		延 長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	飯積向古河線
供用開始の区間	加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで
供用開始の期日	令和五年八月十八日
備考	令和五年八月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延 長二二三・二〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市東五丁目三九四六番二地先から同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年八月十八日	供用開始の期日
平成三十年十一月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年八月十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年八月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 令和六年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について
- ロ 令和六年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について
- ハ その他